

知的財産法を通じての出会いとつながり

弁護士・元知的財産高等裁判所判事 三村 量一



要 約

私は、平成元年に東京地裁裁判官として知的財産事件の審理を担当して以来 37 年余り知的財産法とかわって来た。私にとって知的財産法は興味の尽きない分野であり、この分野にかかわることになったのは、単なる裁判官配置のめぐり合わせ以上の必然であったと思いたい。本稿では、私が知的財産法にかかわるようになった経緯や、知的財産法を通じての周りの人たちとの出会いと交流の拡がりなど、人とのつながりを中心に、当時関係した知的財産関係事件の内容等を交えて語っていきたい。

目次

1. 知的財産法と出会うまで
 1. 1 大学入学前
 1. 2 大学生生活
 1. 3 司法修習
 1. 4 裁判官任官
 1. 5 ドイツ留学
 1. 6 最高裁事務総局民事局
 1. 7 旭川での生活
2. 知的財産法との出会いと知財裁判官としての活動
 2. 1 東京地裁民事 29 部
 2. 2 最高裁調査官
 2. 3 東京地裁民事 46 部
 2. 4 知財高裁
3. 弁護士としての活動
4. 早稲田大学での活動
5. 海外知財法曹との交流
6. ミャンマー法整備支援
7. 知財立国研究会

1. 知的財産法と出会うまで

1. 1 大学入学前

私は、昭和 29 年に山口県防府市に生まれ、父が転勤の多い職業であったため中国四国地方で育ち、徳島市内の小学校を卒業して昭和 42 年に徳島大学教育学部附属中学校に入学した。同中学校で同級生だったのが、岩井良行さんである。昭和 45 年の中学卒業を間近に控えて、私は、父の東京転勤のため東京の高校を受験することになり、岩井さんは灘高に私は東京教育大附属駒場高校（現在の筑波大学附属駒場高校。以下「教大駒場高校」という）と、異なる高校に進学したが、3 年後に東京大学（文科一類）で再会することになった。大学卒業後は、私は裁判官、岩井さんは通産官僚と異なる進路を進むことになり、一時縁遠くなったが、後に岩井さんが特許庁長官に就任したことで再び頻繁に交際することとなった。

教大駒場高校は男子校で、艶やかさのかけらもなかったが、先生方はいずれも個性的で受験とは無縁な高度な内

容の授業をしてくださり、友人にもめぐまれて充実した毎日を過ごした。授業でDNAを採取したり、ゲームの理論を教わったりした。当時、授業で紹介されて読んだ書籍で記憶に残っているのは、「思考と行動における言語」(S.I. ハヤカワ著)である。振り返ってみると、後に法律家として論理的に思考し論理的な文章を作成する上で、私の礎になった書籍である。授業以外では、数人の友人と回文(上から読んでも下から読んでも同じになる文章)を作成する愛好会を結成し、文化祭ではセリフが全て回文という小戯曲を作成して入場者に配布した。ここでは、同級生である中島敏明さんの傑作「数学解くガウス」「数学と理科ばかり解くガウス」を紹介しておく。なお、後の進路に影響することになったのは、課外での第二外国語としてドイツ語を履修したことである。この結果、後にいろいろな場面でドイツとの関連ができることになる。ちなみに、私は令和元年から母校(筑波大附属駒場中学校高等学校)の同窓会長を務めているが、法曹界の卒業生の方々からは、生徒への講演や生徒の職場見学等で大いに協力いただいている。同高校の卒業生からは、山口厚さん、長嶺安政さん、林道晴さんが最高裁判事となっている。

1. 2 大学生活

昭和48年に教大駒場高校を卒業して東京大学文科一類に入学したが、クラスは1組であった。1組というのは特殊なクラスで、文科一類から理科三類までの合計約20名が所属していた。しかも、ドイツ語既修者とフランス語既修者の混成である。独仏語の授業では、それぞれの語学に応じて文一から理三までが揃い、英語と体育は、それぞれの科類に分かれて他のクラスと合同で授業を受けた。1組には、教大駒場高校のほか、東京教育大附属高校、武蔵高校、暁星高校などの出身者がいた。独仏語の授業では文法の講義なしでいきなり独仏の文学作品等を講読したが、英語の授業の際に、暁星高校出身のクラスメイトが英語のテキストをフランス語風に発音して(h, sを発音しない)、周りから奇異な眼で見られていたことを覚えている。1組のクラスメイトからは、海老原明夫さんが法学部卒業後に学究の途に進み、東大法学部教授(ドイツ法)となった。また、公正取引委員会に進み、後に公正取引委員会委員となった山本和史さんも同じく1組のクラスメイトである。

東大法学部では、当時は講義科目としての知的財産法はなく、平野龍一先生の刑法、芦部信喜先生の憲法、伊藤正己先生の英米法、竹内昭夫先生の商法、松尾浩也先生の刑事訴訟法等を熱心に聴講した。また、サークル「東京大学法律相談所」に所属し、五月祭の模擬裁判ではシナリオの執筆等を担当した。同サークルでは、移動相談と銘打って地方都市で市民の法律相談に応じたり、京都大学法律相談所との交流などを行ったが、いずれも良い思い出である。当時の同期の所員には、西川克行さん(後に検事総長)、山田啓二さん(後に京都府知事)などがある。また、サークルのOBとして飯村敏明さんがいた。飯村さんは当時若い判事補であったが、頻繁に所室(サークル部屋)を訪れて後輩を指導してくださった。博識で知られる倉田卓次判事に引き合わせてくださったのも、飯村さんだった。回文の作成は、大学入学後も、サークルの友人と続けていた。その頃の私の作品から、「いと慎ましい妻子待つ集い」、「だけどお芋を食べずいじらしいスベタ思いを遂げた」、「難しい炊事が済む」、「目開かぬ子糠雨」、「乳母がかばう」、「馬が舞う」(回文では濁点は無視)を紹介したい。サークル内での回文作成活動は、法学研究室にも聞こえ、松尾浩也先生もいくつかの作品を寄せてくださった。なお、法律相談所の後輩としては、玉井克哉さんなどがある。

法学部4年生になると将来の進路を決めなければならない。私は、基本的には学究の途を志していた。これは、私の祖父である三村剛昂(みむらよしとか)が理論物理学の研究者としてその分野で知られた大学教授であったこと、母方の祖父もやはり理工系の大学教授であったことが、影響していた。しかし、他の選択肢も確保しておく趣旨で、司法試験と国家公務員上級職試験も受験した。そうこうするうちに、平野先生、松尾先生のお二人から、松尾先生を指導教授とする助手として大学に残ってはどうかという、大変にありがたいお誘いを頂き、助手の内定をいただくことができた。松尾先生のご自宅に伺って松尾和子先生の手料理をご馳走になったのも、その頃のことである。また、松尾ご夫妻のご子息の家庭教師として、私の高校の同級生(当時東大生。その後、東大工学部教授)を紹介した。めでたく助手の内定はいただいたものの、司法試験、国家公務員試験も上位で合格することができ、霞が関の省庁訪問の際は熱心に入省を勧められた。正直、進路に悩んだが、「訴訟法の研究者たる者は少なくとも司法試験に合格して訴訟実務を知っている必要がある」というのが、平野先生、松尾先生の日頃からのお考えだっ

たので、国家公務員の選択肢は捨てるにしても、ひとまず司法修習生となって訴訟実務を勉強してくるということで両先生のご了承を得ることができた。

1. 3 司法修習

このような次第で、昭和 52 年 4 月に司法修習生となった。東大法学部の同期で司法修習生となったのは、清水節さん、山田知司さん、山下郁夫さん、西川さん、酒井邦彦さん（後に広島高検検事長）などであった。

当時の司法修習は 2 年間であり、実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護が各 4 か月であった。その前後に各 4 か月の集合修習が湯島の司法研修所で行われた。実務修習地は東京であったが、東京修習の修習生には、他に清水節さん、宮崎裕子さん（後に最高裁判事）などがいた。修習生は、4 つの班に分けられ、私は 16 名の修習生からなる第 2 班に配属された。竹之内明さん（後に東京弁護士会会長）などと一緒にあった。実務修習の最初は刑事裁判であり、竹之内さん、坂口公一さん、笠井勝彦さんと私の 4 名は刑事 20 部に配置された。部総括は、林修判事、右陪席が菊池光紘さん、右陪席が安井久治さん（後に福岡高裁長官）と大谷直人さん（後に最高裁長官）であった。初めて見る裁判官の仕事ぶりは何もかも新鮮であり、左陪席のご両名の優秀な仕事ぶりは強く印象に残った。このように優秀でなければ裁判官には任官できないのかと、不安になった覚えがある。弁護は、第二東京弁護士会の釘沢一郎先生の事務所修習した。当時、釘沢事務所は新東京ビルにあり、弁護士の自由な雰囲気の中で丸の内での生活を楽しんだ。弁護士会館での集合修習では古曳正夫弁護士の講義を受講するなど、充実した弁護修習だった。なお、その頃、NHK 教育テレビの「我ら司法修習生」という一橋大学の竹下守夫教授が司会を務める番組に、宮崎裕子さん、野邊貫太郎さんと共に出演した。平成 8 年に NHK 朝の連続テレビ小説「ひまわり」が放送されるまでは、「司法修習生」という存在は社会的に知られていなかったことから、スタジオでの司法修習生との対談を通じて、その実情を紹介する番組だった。

実務修習を終えて後期の集合修習が始まると、修習生は皆、二回試験への準備に没頭した。その頃、東大の平野先生からお電話をいただいた。司法修習終了後に助手に戻ってくる気持ちはないか、というお尋ねだった。大変暖かいお言葉ではあったが、迷った末に断腸の思いで辞退させていただいた。司法修習の 2 年間、裁判実務を見分するうちに、象牙の塔に籠って刑事法の研究を行う生活は自分には向いていないと考えるようになったのである。平野先生、松尾先生に対しては信頼を裏切る形となり、本当に申し訳ない気持ちであったが、両先生にはその後も親切に接していただいた。感謝に堪えない。

1. 4 裁判官任官

司法修習を終えた私は、昭和 54 年 4 月に裁判官に任官した。配属されたのは、東京地裁民事 6 部で、裁判長は越山安久判事であった。民事 6 部は、同月、労働事件専門部から民事通常部に移行したところであったが、通常事件に切り替わったのは新件だけで、既存の係属事件は自らの部で処理することとされていたので、判決起案の対象となる合議事件はもっぱら労働事件だった。当時は、まだ労働争議がさかんだった頃であり、労働組合が当事者となっている大型事件が多数係属していた。なかでも記憶に残っているのは、国鉄が国労・動労に対してストによる損害として 200 億円の賠償を求めた事件の審理に参加したことである。越山裁判長は、最高裁調査官室から異動して来たばかりであり、その論理的な事件審理は大変勉強になった。

1. 5 ドイツ留学

民事 6 部での勤務を始めて 2 年が経過する頃、海外留学の話が持ち上がった。人事院長期在外研究員という省庁横断的な留学制度であり、他の省庁と共に最高裁も若手裁判官を海外に派遣していた。2 年間欧米の大学に留学するもので、留学先は、東大の三ヶ月章教授の助言によりドイツとした。三ヶ月章教授の研究室に留学先を相談に行ったところ、ドイツ語ができるならドイツに行くのが当然だとおっしゃって、ドイツでの民事訴訟法の権威であるケルン大学のバウムゲルテル（Baumgartel）教授を紹介してくださった。人事院の方針としては、欧米の大学で修士資格を取得するのが原則であるが、当時はドイツの大学には修士課程がなく、博士課程を 2 年で履修するのは不

可能ということで、学生登録を行うのが義務とされていた。学生登録といっても、外国人がドイツの大学に正式に学生登録をするためには、大学入学のためのドイツ語試験に合格する必要がある、日常の業務で外国語を使用する機会のない裁判官の身からすれば、なかなか前途多難なことであったが、越山裁判長のご配慮もあり渡独前に語学試験のための準備を始めて、渡独後に現地の語学学校に通うなどして、何とかケルン大学の大学入学語学試験に合格することができた。

こうして昭和 56 年 7 月から 2 年間ケルン大学法学部で学ぶことができた。ちなみに、私の留学に伴って、後任者として民事 6 部の左陪席に配属されたのは森義之さんである。留学中は大学の講義を聴講したほか、バウムゲルテル教授の紹介によりケルンの地方裁判所民事部や行政裁判所で短期間研修することができた。留学中は、バウムゲルテル教授の研究室兼図書室（日本の法律雑誌等が揃っていたため、日本部屋（Japan Zimmer）と呼ばれていた。）の机を使用させていただいた。同研究室には関西大学の永田眞三郎教授も留学しておられ、家族ぐるみのお付き合いをさせていただいたのは良い思い出である。

また、司法研修所に裁判官研修を担当する部門を設置することを計画していた最高裁からの指示により、ルクセンブルクにほど近い古都トリアーに所在する裁判官研修施設（Richter Akademie）を見学することになり、2 週間の研修コースにオブザーバーとして参加することができた。2 週間の研修期間中はドイツ各州から参加した 20 名余りの裁判官・検察官と寝食を共にすることができた。当該研修に参加した裁判官、検察官とは、その後も交流が続いたが、貴重な体験だった。

1. 6 最高裁事務総局民事局

昭和 58 年 7 月に帰国すると、最高裁事務総局民事局の局付を命ぜられた。局付というのは、恒久的な職であり、局長の下でのスタッフという位置付けであるが、実際は裁判官出身の課長と書記官出身の課長補佐をつなぐ中間的なポストである。民事局では 2 年間勤務したが、民事局三課において民事執行法が施行されて間もない民事執行のほか、破産、会社更生を担当した。民事局時代には、民事執行法の運用上の整備のほか、株式等保管振替法の立法に伴う民事執行規則（最高裁規則）の改正に携わり、法令改正の一端に関与することができたのは大変よい経験であった。また、この時期、コンメンタール「注釈民事執行法」のうち債権執行とその他財産権執行に関する条文を担当したのも、初めての本格的な法律論稿の執筆であり、ありがたい経験だった。

1. 7 旭川での生活

2 年間の事務総局勤務を終えると東京地裁民事 20 部（破産部）での 9 か月の勤務を経て、昭和 61 年 4 月に昭和旭川地家裁に転勤となった。旭川地家裁には、裁判官十数名が配置されていた。名寄、留萌、紋別及び稚内に支部が置かれているが、支部には事件数の関係から常駐の支部長はおらず、簡裁判事がいるだけであった。旭川での勤務は 3 年であったが、最初の 1 年間は刑事部の合議右陪席・単独法廷と名寄支部長の兼任であった。刑事事件は初めての経験であったが、合議では暴力団抗争事件等が係属していた。刑事単独法廷では、否認事件もあり、いろいろと初めての経験をさせていただいた。名寄支部には、隔週で各 2 日（1 泊 2 日）出張して、民事、刑事、家事、少年と全ての事件を審理した。このほか、中頓別出張所の少年事件の処理のため、中頓別にも出張した。ちなみに、令和 2 年 9 月にフジテレビの「実録スクープ！その時、裁判官は言った」という番組で、私のインタビューと共に、旭川勤務当時の私の単独刑事法廷の再現シーンが放送されている。2 年目は、本庁では家裁担当で家事事件・少年事件の処理、支部は紋別支部長を担当した。紋別は流水で有名であるが、私の担当時期は暖冬で流水が現れず、流水観光船ガリンコ号も手持無沙汰だった。3 年目は本庁での民事部の合議右陪席と単独法廷を担当した。旭川は周囲を自然に囲まれた環境にあるが、極寒の地で、1 月 2 月の頃は、朝はマイナス 20 度となる日も珍しくなく、私も官舎の庭で何度かダイヤモンドダストを見た。そして、昼間もマイナス 10 度以下という毎日であった。旭川地家裁では大鷹一郎さんが同時期に勤務しており、官舎も近くだったので、家族ぐるみで親しく交際した。

旭川で勤務を続けるうちに、新たな所長として元木伸判事が東京地裁から赴任して来た。元木所長とは大雪山のトレッキングなどで一緒したが、元木所長との出会いは私を知的財産法分野へと導く契機となった。元木所長

は、法務省民事局での勤務経験も長い方だったが、旭川地家裁所長として赴任する直前は東京地裁民事8部（商事部）裁判長と民事29部（工業所有権部）の裁判長を兼務していた。元木所長は、懇親会等の場において知的財産事件の面白さを繰り返し語り、知的財産事件を担当することを周囲に勧めていた。私は、祖父ふたりがいずれも理工系の大学教授であり父も技術系の公務員という理科系の家庭に育ち、高校時代も好んで理科系科目を履修していたことから、元木所長の話は面白く、特許法等の知的財産法に興味を抱くことになった。そこで、平成元年に東京地裁への転勤の内示を受けた際に、工業所有権部での勤務を希望する旨を元木所長に伝えた。元木所長は私の言葉を聞いて大変喜び、東京地裁に私の希望を伝えてくださった。

2. 知的財産法との出会いと知財裁判官としての活動

2. 1 東京地裁民事29部

平成元年4月に東京地裁に着任すると、希望どおり29部に配属された。当時の裁判長は清永利亮判事で、他に房村精一さん、設楽隆一さんなどがいた。清永裁判長は、知財事件の審理の要領などを親切に教えてくださり、通常事件とは異なるビジネス的な観点からの訴訟進行が新鮮であった。当時、ウィンドサーフィンの特許の侵害訴訟が多数係属しており、その一部を担当して判決起案などを行った。他方、元木所長は、同年、東京高裁知的財産権部の裁判長に異動した。民事29部で勤務するうちに、突然、ドイツへの長期出張の話が舞い込んだ。当時、法制審議会で民事訴訟法の改正が検討されていたことから、直近に簡素化法により民事訴訟法の改正を行ったドイツの訴訟実務の状況を調査して報告する趣旨の出張である。平成2年5月から10か月の出張では、ケルン、ハンブルク、ブラウンシュバイク、ベルリン、ミュンヘン及びシュトゥットガルトにそれぞれ1か月ないし2か月滞在して、各都市の地裁における民事訴訟の審理の実情を調査した。ミュンヘン滞在中は、領事館に勤務していた寺本光生さんやマックプランク研究所に留学中の玉井さんにお世話になった。ドイツの裁判所は、最高裁を除いていずれも州立で各州の司法省の管轄下にあり、原則として裁判官の転動もないことから、各地の裁判所の審理方法は同一ではなく、それぞれ特色がある。

2. 2 最高裁調査官

平成3年3月にドイツ出張から帰国すると翌4月に民事13部（通常部）に配置換えとなり、2年間、合議の右陪席と単独事件の通常民事事件を担当したが、平成5年4月に最高裁民事調査官を命ぜられた。

最高裁調査官室は、民事、刑事及び行政の各調査官室に分かれていて、民事調査官室には約20名の調査官が配置されていた。私の前任は塩月秀平さんで、高林龍さんと2人で知財関係の上告事件を担当した。知財関係の上告事件の件数は少数だったため、知財事件と併せて民事通常事件も担当した。割合的には、知財関係事件は担当事件の約20%程度で、民事通常事件の方が多かった。

調査官室では、5年間、大変楽しい毎日を送った。最高裁判決は下級審判決を指導するものであり、社会に大きな影響を与える。特に違憲判決は、現行法令の改正を不可避とするものである。霞ヶ関の省庁が通常の法改正作業で解決しようとしても他省庁や政党、業界団体等の調整を行う必要があって実現が困難な問題であっても、最高裁は関係者の権益に配慮することなく、純粋な法律解釈として世の中を変えることができる。その一端を担うという点で、最高裁調査官室は、大変やりがいのある職場であった。

調査官に求められる能力としては、調査能力、法的分析力等はもちろんであるが、特に必要なのは独創力である。法令の解釈に議論がある場面では、下級審の判断を統一する新しい法解釈を示すことが、最高裁の最も重要な役割だからである。民事通常事件の場合は、過去に積み重ねられた大審院、最高裁の判例の内容を踏まえながら新たな解釈を示す必要があるが、知財事件の場合は、そもそも大審院、最高裁の判例がほとんど存在せず、また、立法や法改正が頻繁に行われるので、全く新しい法律問題も多く、自由度が高かった。過去の判例との整合性について検討を行う労力は少なくすんだが、他方、全く先例のない法律問題について新しい発想が求められる場面が多かった。私としては、知財事件は自由に法律論を展開する余地が大きく、大変楽しく仕事をすることができた。

私は、調査官としての5年間の勤務において、全部で20件の民集登載判決に関与したが、そのうち5件が知財

関係事件である。担当事件全体中の知財事件の割合にはほぼ対応する判決数であり、特許法 2 件、意匠法 1 件、商標法 1 件、著作権法 1 件で、知的財産権の各分野をカバーしている。

具体的には、次の 5 件である（判決言渡し順）。

- ①「天井用埋込み灯事件」（意匠法）最判平成 7 年 2 月 24 日・民集 49 卷 2 号 460 頁
- ②「小僧寿し事件」（商標法）最判平成 9 年 3 月 11 日・民集 51 卷 3 号 1055 頁
- ③「BBS 並行輸入事件」（特許法）最判平成 9 年 7 月 1 日・民集 51 卷 6 号 2299 頁
- ④「ポパイネクタイ事件」（著作権法）最判平成 9 年 7 月 17 日・民集 51 卷 6 号 2714 頁
- ⑤「ボールスプライン事件」（特許法）最判平成 10 年 2 月 24 日・民集 52 卷 1 号 113 頁

このうち、特に印象に残っているのは、特許法関係の 2 件（上記の③及び⑤）である。

BBS 並行輸入事件は、特許製品の並行輸入が問題となった事件である。従来、並行輸入に関しては、商標権に基づく差止めの可否をめぐる議論があり、商標本質論に基づいて差止めは許されないものとするのが裁判例及び学説において支配的な見解となっていた。そのような状況の下で、真正品の製造と輸出入を行うドイツのメーカーが商標権でなく特許権に基づいて並行輸入品の輸入販売の差止めを求めたのが、本件である。並行輸入と商標権の関係は、海外では商品の最初の販売による商標権の消尽の問題として捉える理論が唱えられていたが、我が国の裁判例は商標本質論に基づいて差止請求を否定していた。したがって、特許権について商標権と同列の議論を行うことは不可能であった。そこで、特許権の消尽が検討の対象となったが、特許権の属地主義との関係が未解決の問題として存在していた。本判決では、属地主義との関係から、国内消尽とは異なる理由付けにより差止請求を許されないものと判断したが、その前提として国内消尽の定義とその要件を定める必要があった。また、属地主義との関係についての説明も必要であった。参考とすべき学説や先例の乏しい分野の問題について、主任裁判官（裁判長）である大野正男判事と知恵を絞ったことが懐かしく思い出される。

ボールスプライン事件は、ご存知のとおり、特許権の均等侵害が問題となった事件である。当時、均等侵害は、欧米諸国において判例法として確立しており、我が国においても判例法として特許権の均等侵害を認めるべきであるという意見が広く唱えられるようになっていた。我が国においては、従来、均等侵害を認めるのは時期尚早であるとの意見も唱えられていたが、国内外の状況等も考慮して均等侵害を認めるに至ったものである。均等論については、欧米諸国においても詳細な点はそれぞれ異なる点があり、同一のものではなかった。そこで、我が国において均等論を肯定する場合に、その内容をどのように定めるかについて、広く他の調査官の意見も求めて検討を進めた。その結果、欧米諸国の均等論の内容や世界知的所有権機関（WIPO）の特許法条約草案等を参考としながら、いわば、遅れてきた優等生になろうという意図の下で、均等の 5 要件を明らかにした。ここで強調しておきたいのは、容易想到性の判断の基準時を、従来唱えられていた出願時から侵害時に移行したことである。これにより、出願後の同効材を用いた製品を均等侵害の対象とすることが可能となり、適切な特許権の保護を実現することができた。審理の際に最高裁判事の執務室に被疑侵害品であるボールスプライン軸受を持ち込んで説明したことを、今でも鮮明に覚えている。

調査官時代には、知的財産権法以外の分野の判例にも携わっている。一例をあげると、条件成就について定めた民法 130 条に関する最判平成 6 年 5 月 31 日・民集 48 卷 4 号 1029 号がある。この事件は、我が国でかつら業界を代表する 2 大メーカーの間の訴訟である。当事者の片方が、既に和解により終了した先行別件訴訟の和解調書上における「特許被疑侵害品を販売した場合は違約金 1000 万円を支払う」という条項を満足させるために、顧客を装った会社関係者をして、他方当事者の店舗の従業員に対して被疑侵害品を販売するように強要させ、その結果被疑侵害品を販売させたという事案である。判決要旨は「条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させたときは、民法 130 条の類推適用により、相手方は条件が成就していないものとみなすことができる。」というものである。現行民法 130 条は、第 2 項において「条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。」と規定しているが、当時の民法 130 条は、現行民法 130 条の第 1 項のみであった。学説では、不正に成就させた場合も同様に不成就とみなすべきであるというのが多数説であり、最高裁は当該学説を採用したものである（その結果を受けて、

現行民法では 130 条に第 2 項が追加された)。

2. 3 東京地裁民事 46 部

最高裁調査官として 5 年を過ごした後、平成 10 年 4 月に東京地裁に異動となった。ちなみに私の後任の調査官は、高部眞規子さんである。東京地裁では、新しく増設された知的財産権部である民事 46 部の裁判長を務めることになった。従来、知的財産権部は民事 29 部だけだったが、知的財産を重視する政策が進んでいた状況の下、知的財産権部として民事 46 部が新たに増設されたのである。なお、同じ平成 10 年 4 月に、飯村さんが民事 27 部(交通部)の裁判長からの配置換えで民事 29 部の裁判長に就任した。この後、飯村さんは平成 16 年 12 月まで民事 29 部の、私は平成 17 年 3 月まで民事 46 部の、それぞれ裁判長を務めることになる。46 部設立後、更に知的財産権部が増部となり、民事 47 部が設立されて森義之さんが裁判長となった(森さんの異動後は高部さん)。

民事 46 部では、ボールスプライン事件判決が明らかにした均等の第一要件(発明の本質的部分)を具体的事案に即して判断した判決(平成 11 年 1 月 28 日判決〔徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤事件〕)や、特許権の消尽に関して 2 つの類型に分けて消尽成立の要件を示した判決(平成 12 年 8 月 31 日判決〔富士フィルム使い捨てカメラ事件〕)、顧客が持参した登録商標付き空ボトルにインクを充填する行為が商標権を侵害しないとした判決(平成 15 年 1 月 21 日判決〔RISO インクボトル事件〕)などを言い渡した。

民事 46 部において、最も思い出に残るのは、中村修二氏が日亜化学を相手として提起した青色発光ダイオード職務発明対価請求事件である。3 原色のうち青色については、世界中の企業や研究者が長年にわたって研究を重ねたにもかかわらず実用に耐える LED を実現することができなかったところ、中村氏は産業的見地から実用に耐える青色 LED を初めて開発したものである。判決の内容についてここでは言及しないが、私の印象に残っているのは、原告である中村氏の人柄である。中村氏は、研究一途で、研究を始めると周りのことが全く見えなくなってしまう人物だった。世間の常識にとらわれず、少年のように純真であり、他人を嫉むとか、他人を陥れるとか、そのようなこととは全く無縁の性格と見受けられた。著名な芸術家や、数学者、物理学者等と共通する印象を受けた。その後、中村氏はノーベル物理学賞を授与されることになるが、彼の発明が世界にもたらした恩恵の大きさを考えると、当然の受賞と考える。

印象に残っている事件としては、もうひとつ、キャンディ・キャンディ事件を挙げておきたい。漫画「キャンディ・キャンディ」の登場人物の絵をめぐって、ストーリー作者水木杏子氏と作画者がらしゆみこ氏との間で争われた訴訟である。当該漫画は、ストーリーと作画の双方が秀逸にかみ合った傑作である。作者ふたりの間の紛争により漫画「キャンディ・キャンディ」が再アニメーション化等により次の世代に引き継がれる機会が失われたのは、本当に残念なことであった。同事件は、原著作物の著作権者と二次的著作物の著作権者との間の権利の調整に関して、著作権法上の難解な法律問題を含むものであり、最終的に最高裁判決により判断が示されることになった。

2. 4 知財高裁

平成 17 年 4 月に知財高裁が発足したことに伴い、私は知財高裁の発足メンバーとなるべく知財高裁に異動となった。私の後任として民事 46 部の裁判長となったのは設楽さんである。山田知司さんは、東京高裁知的財産権部での勤務を経て、大阪地裁知的財産権部の裁判長となったが、その際に田原美奈子さんが陪席を務めている。

知財高裁は発足したばかりの新組織ということもあって、篠原勝美所長以下の裁判官は、新たな職務への意欲に満ちていた。特許法等の改正により実現した裁判官 5 名による大合議もそのひとつである。まず、一太郎事件、次いでインクカートリッジ事件が大合議となった。私は、インクカートリッジ事件に合議体の一員として関与した。合議体は、修理と再生産の間に明確な基準を設けるべく判決内容を検討した。知的財産権法分野における判決、とりわけ知財高裁大合議判決は予測可能性のある判断基準を産業界に示すことが重要と考えていたからである。インクカートリッジ事件大合議判決は、その後、上告審において結論こそ維持されたものの、いわゆる総合考慮判決とされてしまい、予測可能性のある判断基準を提供するという観点からは後退した内容となってしまったのは、何とも残念なことであった。知財高裁では飯村さん、大鷹さんや、弁護士任官した嶋末和秀さんと同じ部で執務できた

のは、楽しい思い出である。また、同時期に、田中昌利さん、早田尚貴さんも知財高裁に在籍していた。

3. 弁護士としての活動

3年間知財高裁で過ごした後、1年余りの東京高裁本庁での勤務を経て、平成21年8月から長島大野常松法律事務所（以下「NOT」という）にパートナーとして所属して、弁護士としての活動を開始した。NOTでは、裁判官OBとして田中昌利さんが在籍していて、同僚として勤務した。訴訟当事者としての仕事は初めての経験であったが、依頼者との打ち合わせ等を経験して、法壇の上からでは見えないことも多いことを理解した。NOTは我が国における四大事務所の雄であり、弁護士400名以上を擁する大事務所であった。このような事務所で勤務できたことは、大変貴重な体験であった。パートナー会議を通じての組織運営は、ある意味では裁判所を含めた公官庁よりも合理的で透明性が高い点があると感じた。NOTにおいて、NHKやJR東海の仕事をするようになった。NHKは、最初は知財関係の相談や訴訟代理を依頼されたが、やがて受信料請求訴訟への関与を求められるようになった。その時点では、「NHKから国民を守る党」がまさか全国政党になるとは思いもよらなかった。JR東海も、最初は知財関係の相談を依頼されていたが、リニア新幹線の認可取消請求訴訟が提起されてJR東海が参加人として関与することが決まり、訴訟代理を務めることになった。このような大型訴訟の仕事は多人数のアソシエイト弁護士を動員することが可能な大規模法律事務所ならではのことであった。

NOTには令和元年8月まで10年間在籍し、同月、独立して三村小松法律事務所を創立した。共同代表を務める小松隼也弁護士は、NOTでの若手の同僚である。玉井さんには設立当初から事務所顧問を務めていただいている。事務所は当初東京駅日本橋口のサピアタワーにあったが、令和5年11月に現在の事務所所在地である丸の内2丁目の明治生命館に移転した。所属弁護士数も設立当初は玉井さんを含めて5名であったが、令和7年4月現在で24名に達している。そのなかには、いずれも知財裁判官OBである山田知司さん、早田尚貴さん、田原美奈子さんがいる。山田さんは、大阪地裁知財部の裁判長を務めた後、高知地家裁所長、大阪高裁知財部裁判長、神田公証役場公証人等を経て三村小松法律事務所に参加してくれた。

NOT時代及び三村小松事務所時代を通じて、私の仕事の中核を占めるのは知財事件の訴訟代理である。受任事件は特許、意匠、商標、著作権、不正競争と広い範囲をカバーしており、特許事件については医薬品、化学、電気、通信、機械、金属、材料、建築、食品等の多岐にわたっている。裁判官時代に担当事件を選ぶことができず知財事件全般の審理を担当していたため、結果としてオールラウンダーとなっている。

弁護士になってからも最高裁の法廷とは縁があり、何度か当事者として最高裁の法廷に出廷した。最高裁の判決を受けた事件としては、次のものがある。いずれも勝訴判決（実質勝訴判決を含む）である。

- ① プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件（プラバスタチンナトリウム事件）（最判平成27年6月5日・民集69巻4号700頁、最判平成27年6月5日・民集69巻4号904頁）
- ② シートカッター事件（最判平成29年7月10日・民集71巻6号861頁）
- ③ オロパタジン事件（アレルギー性眼疾患治療薬事件）（最判令和元年8月27日・裁判集262号51頁）
- ④ 音楽教室事件（最判令和4年10月24日・民集76巻6号1348頁）

4. 早稲田大学での活動

弁護士登録をして間もない時に、高林さんから電話をいただいた。高林さんは当時早稲田大学法科大学院の教授をされており、早稲田法科大学院で客員教授として講義を担当してほしいという依頼の電話だった。ほかならぬ高林さんの依頼であり、即決して、平成12年4月から、客員教授として高林さん、富岡英次さんと3人で「特許紛争処理法」の授業を担当した。この科目は、講義と討論そして学生による模擬裁判の実施からなる理論と実務の双方を学習する科目であった。授業では、高林さんと私が丁々発止とお互いの主張をぶつけ合う場面もあり、学生にとっては議論の中身は少し高度だったが、法律学に正解はないということを学ぶ機会となったと考える。特許紛争処理法は、富岡さんの定年の後は服部誠さんが引き継いで、引き続き高林さんを含めた3人で授業を実施した。その間、私は、渋谷達紀教授の後を受けて「商標法・不正競争防止法」の講義も担当するようになった。また、後

年、早稲田大学に知財 LLM コースが新設されると、LLM コースの参加者にも講義を行うようになった。知財 LLM コースの一期生には弁護士として活躍中の菊間千乃さんもいたが、大変優秀な参加者であった。早稲田大学は、法科大学院、LLM など、知的財産分野の講師陣が大変充実していた。私のほか、上野達弘さん、前田哲男さん、清水節さん、加藤志麻子さんなども早稲田で教鞭をとっていて、にぎやかだった。早稲田大学法科大学院での教え子からは、その後、弁護士として NOT や三村小松法律事務所で一緒に働くようになった人達も少なくない。NOT に就職したのは、澤田将史さん、羽鳥貴広さん、近藤正篤さんである。澤田さんは、その後、文化庁への出向を経て、三村小松事務所に参加してくれた（その後、独立した）。また、小佐々奨さんは、刑事弁護で著名な法律事務所ヒロナカを経て三村小松事務所に参加してくれた。

昨年（令和 6 年）7 月に私は古稀を迎えたが、ありがたいことに古稀記念論集を献呈していただいた（「切り拓く一知財法の未来・三村量一先生古稀記念論集」〔日本評論社・令和 6 年 8 月発行〕）。記念論集の編集・発行に際しては、上野さん、加藤さん、服部さん、小佐々さん等の早稲田関係の方々に大変ご尽力いただいた。この場を借りて、改めて感謝の意を表したい。

早稲田大学の知財研究グループとはシンポジウムやセミナーで一緒する機会が多いが、20 年にわたって毎年刊行している出版物に「年報知的財産法」がある。現在、私は高林さん、上野さんと 3 人で編集委員を務めており、書籍中の「判例の動き」の執筆も上野さんと共に担当している。最新版として「年報知的財産法 2024-2025」が令和 7 年 1 月に日本評論社から刊行されている。また、高林さんは大学院で外国留学生を含めて多くの研究者を育てているが、中国にも多くの教え子がいて、帰国後に中国で大学教員となっている教え子の手配により、高林さん、安藤和宏さんと 3 人で、天津や雲南省の大学のセミナーに講師として参加したことがあった。雲南省は中国とは違った雰囲気土地であり、なかなか思い出深い出張だった。

早稲田大学法科大学院客員教授は、令和 5 年 3 月に退任した。学生に講義することがなくなったのは寂しいが、「年報知的財産法」の編集委員は退任後も続けている。なお、法科大学院での私の後任は高部さんが務めてくださっている。

5. 海外知財法曹との交流

裁判官時代の平成 2 年にドイツに長期出張したことは既に述べたとおりであるが、その際にはミュンヘン地裁知的財産権部やマックスプランク研究所を訪れて、同地における知財関係者と交流した。その後、知財高裁に在籍していた平成 18 年に、ドイツの連邦特許裁判所主催の国際シンポジウムに講演者として招待されて参加した。同シンポジウムは、連邦憲法裁判所が主催して開催した最初の国際シンポジウムであるが（同裁判所は、その後、2 年ごとに国際シンポジウムを開催している）、米国からレイダー（Rader）判事、英国からジェイコブ（Jacobs）判事、地元ドイツからはマイヤー＝ベック（Meier=Beck）判事が参加した。私は、日本の特許訴訟制度と実務の状況について報告した。外国からの参加者のなかで唯一ドイツ語での講演を行ったことから、会場から大きな拍手を受けたことを記憶している。ドイツの知財関係者とは、現在に至るまで親しい交際を続けているが、裁判官としては、上記のマイヤー＝ベック判事のほか、グラビンスキー（Grabinski）判事、シェーン（Schön）判事等の方々と親しい間柄である。

デュッセルドルフ大学のブッシュェ（Busche）教授からは、平成 22 年に同大学主催の年次特許シンポジウム（Düsseldorfer Patentrechtstage）に講演者として招かれて以来、毎年同シンポジウムに招待いただき、通算して 4、5 回にわたって登壇者としてドイツ語での報告を行っている。同大学のキャンパスを訪れて学生に講演を行ったこともある。

また、独日法律家協会（Deutsch-Japanische Juristenvereinigung）は設立間もない時期からの会員であり、長年にわたって会長を務めたグローテア（Grotheer）判事とは親しい間柄の友人である。独日法律家協会との関係では、同協会主催という形で、平成 15 年 9 月における東京での開催を第 1 回として、東京とミュンヘンで交代して 2 年ごとに特許法関連のシンポジウムを開催している。同シンポジウムは、日本側では、私のほか、片山英二さん、奥山尚一さん、加藤志麻子さんなどが運営に関与し、知財高裁・東京地裁の現役裁判官にも登壇いただいて開催し

ている。ドイツ側では、いずれもミュンヘンの知財弁護士であるシュスラー＝ランゲハイネ(Schüssler=Langeheine) 弁護士、レーダラー (Lederer) 弁護士等が運営に関与している。また、グラビンスキー判事には第1回シンポジウムから登壇いただいている。コロナ流行期にはシンポジウム開催が一時中断されたが、コロナの終焉に伴い再開されて、昨年(令和6年)9月に東京で、欧州統一特許裁判所(控訴審長官)のグラビンスキー判事や東京地裁の中島基至判事などのご参加をいただき「欧州統一特許裁判所の最新事情」と題してシンポジウムを開催した。同シンポジウムについては、その概要報告がL & T106号46頁以下に掲載されているので、ご覧いただきたい。

ドイツのほかに、米国特許庁主催のシンポジウムやカリフォルニア大学ヘイスティングス法科大学院主催のシンポジウム、ワシントン大学主催のシンポジウム等でも我が国の特許訴訟制度について講演を行ったし、中国やインドにも赴いて、ジェットロや知財研の主催する同地の裁判官との意見交換という形の特許セミナーにおいて講師を務めた。

6. ミャンマー法整備支援

平成25年頃、法務総合研究所の所長の職にあった酒井邦彦さんから法務省・JICA(国際協力機構)の行っているミャンマーの法整備支援事業を手伝ってくれないかとの依頼を受けた。ミャンマーの民政移行に伴って当該支援活動が行われていたものである。ミャンマーは長年にわたって軍事政権下にあったため、欧米先進国の影響下になく、ある意味手つかずの地域であったため、我が国としてはいち早く法整備の援助を行って影響を及ぼしたいという考えが背景にあった。

酒井さんの依頼を受けて、ミャンマーの知財関連4法(特許法、意匠法、商標法、著作権法)の制定と裁判実務の支援を法務省・JICAのスタッフと共に担当することになった。ミャンマーは東南アジアの他の国に比べると知財法の整備が遅れているが、この際、欧米諸国や我が国の最新の法令・判例の内容を盛り込んで、最も優れた内容の法規を制定しようというのが担当チームの考えで、意欲に満ちていた。ミャンマーの法整備支援には、明治大学の熊谷健一教授、小野寺良文弁護士も私と専門家委員として関与したが、熊谷さんの活躍ぶりは特筆すべきものだった。ミャンマー担当チームの野瀬憲範検事にもお世話になった。

ミャンマーでの知財関連支援事業は、日本側の支援チームとミャンマー側のチームが共催セミナーを実施する形式で行われ、私は通算して十数回ミャンマーを訪れている。セミナーは、首都ネピドーのホテルの大会議室を利用して開催された。ネピドーは、ミャンマーの経済的中心都市であるヤンゴン(旧名称ラングーン)から北方に360キロ余りの内陸に位置する都市であり、ヤンゴンから空路もあるが、陸路をたどった場合には自動車ですら約5時間かかる。平成18年に首都となったが、全く新たに建設された人工都市であり、中央省庁や最高裁のほか外国政府や国際機関からの訪問者の宿泊するホテルが散在する風景が広がっている。片側4車線ないし6車線、あるいはそれ以上の広い道路が張り巡らされているが、有事の際には滑走路として利用することが想定されているといわれている。

ミャンマーの知財4法の立法過程において特徴的だったのは、特許庁等の所管官庁だけでなく、裁判所当局が当初から共同でその作業に当たっていたことである。裁判所関係者が立法段階から関与することで、他の裁判法規(民法・民事訴訟法)と整合的で、かつ裁判で実際に適用することのできる条文を作成することが可能となった。ミャンマーの裁判所からは最高裁の司法行政部門の担当者(我が国の最高裁事務総局に相当する)やヤンゴンの地裁・高裁の裁判官が参加した。特徴的だったのは、裁判官の女性比率が高いことだった。私の推測では、おそらく優秀な男性は士官学校を志願する傾向が続いていたのではないだろうか。また、欧米諸国と違って、我が国は軍事政権時代もミャンマーからの留学生を受け入れていたため、早稲田大学、新潟大学、広島大学など日本の大学に留学経験のある裁判官が多かった。

令和元年には知財4法が制定されて、引き続き、裁判官を対象とした知財事件審理用テキストを作成し、裁判官用セミナーを日本側スタッフも同行して各地方の裁判所で実施することを計画する段階まで支援事業は進行していた。

令和2年になってコロナ流行が始まると、ミャンマー最高裁との共催セミナーはオンラインを利用して実施され

るようになったが、そのようななかで令和3年2月に突然軍事クーデターが勃発し、セミナーの開催は中断した。ミャンマーでは、その後も軍事政権による支配が続き、内戦状態となったことから、法整備支援事業は、やむなく中止することとなった。知財4法の制定が終了した後であったことは不幸中の幸いであったものの、日本側とミャンマー側の双方が熱心に取り組んで順調に進行していたプログラムだけに、中止のやむなきに至ったのは返す返すも残念なことである。

7. 知財立国研究会

知財立国研究会は、知的財産権の活用による日本経済の活性化をめざして、平成21年に米国弁護士ヘンリー幸田氏により弁護士、弁理士及び企業の知財関係者を会員として設立された団体であり、実務的な観点から知財戦略や知財関係判例の研究を題材としたセミナーを開催していた。平成26年12月に幸田氏が逝去した後は、幸田氏の後を受けて元特許庁長官の荒井寿光さん、玉井さんと私の3名を共同代表としてセミナーやシンポジウムを引き続き開催してきたが、コロナの流行以降は活動を中断していた。

本年（令和7年）2月に知財立国研究会は活動を再開し、同月開催のセミナーでは玉井さんが、4月開催のセミナーでは私が講師として講演を行った。知財立国研究会の活動内容やセミナー等の開催予定については、同研究会のホームページ（<https://chizairikkoku.com/>）に詳しく説明されている。幸い、2月と4月のセミナーは好評を博しており、同研究会への入会希望者も増加していることから、今後は、同研究会の活動に更に注力していきたい。

（原稿受領 2025.4.15）